これが国民年金のメリットです

●**老後を支える終身保障です！** …… 生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

●**万が一の時も保障されます！** …… 老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

けがや病気などが原因で一定の障害が残ったときには**「障害基礎年金」**が、死亡したときには、その人に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者または子）に**「遺族基礎年金」**が支給されます。

＊障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るためには、一定の納付要件を満たす必要があります。

●**社会保険料控除が受けられます！** …… 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

受け取る年金額が増える「付加保険料」の納付もおすすめです

定額の保険料に**月額 400 円**の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。付加年金額（年額）は「200 円×付加保険料を納めた月数」で計算され、2 年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

●市（区）役所または町村役場、もしくは年金事務所へお申し込みください。後日、納付書をお送りします。

●付加保険料の納付は、申し込みした月分からとなります。

●国民年金基金へ加入している方は付加保険料を納めることはできません。

●付加保険料を前納する場合、前納する期間によって割引を受けられます。

産前産後期間の保険料の免除制度があります

国民年金第 1 号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成 31 年 4 月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

老齢年金の受給資格期間が 10 年に短縮されました

年金は、保険料を納めた期間に応じて将来受け取る年金額が変わるため、満額の老齢基礎年金を受け取るには、20 歳から 60 歳までの 40 年間の全期間の保険料を納める必要があります。
一方、年金を受け取るために必要な資格期間（保険料を納付した期間や免除された期間等）については、平成 29 年 8 月に 25 年から 10 年に短縮され、納めていただいた保険料を今よりもさらに年金のお受け取りにつなげやすくなりました。

【ご注意ください】

保険料を未納のまま放置すると、強制徴収によって、被保険者はもとより**連帯納付義務者である世帯主または配偶者**の財産が差し押さえられることがあります。また、納付期限の翌日から法の定める延滞金が課されることがあります。

【国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています】

日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して電話や文書、戸別訪問による納付督励を民間事業者に委託しています（土・日・祝日や夜間などにも行っています）。
委託事業の詳しい内容や、お住まいの地域を担当する委託事業者は、日本年金機構ホームページで確認できます。
※委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。

ご不明な点がございましたら、日本年金機構ホームページでご確認いただくか、お近くの年金事務所の国民年金課へお問い合わせください。お問い合わせ先は同封の納付案内書をご覧ください。

日本年金機構　検索

日本年金機構ホームページ　https://www.nenkin.go.jp/

あなたの年金
簡単便利な
ねんきんネットで！

1904　1031　041

国民年金保険料　納付のご案内

平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月分の国民年金保険料は、月額１６，４１０円です。

同封の納付書で国民年金保険料を納めてください

同封の「領収（納付受託）済通知書」（以下「納付書」という。）を使用し、「納付期限」までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

●市（区）役所または町村役場、もしくは年金事務所の窓口では納めることができませんので、ご了承ください。

●その他、納付に関する注意事項は、同封の「国民年金保険料納付案内書」および「納付書」の裏面をご覧ください。

●**会社などに就職し、厚生年金保険に加入した方は、行き違いのため、納付は不要です。**

保険料は前納（まとめて前払い）がお得です！

ご利用の際は、同封の前納用納付書をご使用ください。

「前納」、「上期」、「下期」と記載された納付書

	前納する期間	毎月納付した場合	前納額	**割引額**	納付書の使用期限
前納	平成 31 年 4 月分～平成 32 年 3 月分	196,920 円	193,420 円	**3,500 円**	平成 31 年 5 月 7 日
上期	平成 31 年 4 月分～平成 31 年 9 月分	98,460 円	97,660 円	**800 円**	平成 31 年 5 月 7 日
下期	平成 31 年 10 月分～平成 32 年 3 月分	98,460 円	97,660 円	**800 円**	平成 31 年 10 月 31 日

●使用期限を経過すると、同封の前納用納付書で納めることはできません。

● 1 年分、 6 カ月分以外にも、前納できる期間がある場合には、前納用納付書を新たに発行します。
お近くの年金事務所へお問い合わせください。

＜例＞　1 年分前納納付書の使用期限である平成 31 年 5 月 7 日を過ぎてしまったが、前納したい。
⇒平成 31 年 5 月 31 日までであれば、平成 31 年 5 月分から平成 32 年 3 月分までの前納ができます。
この場合、4 月分の保険料は、毎月納付用の納付書で納めてください。

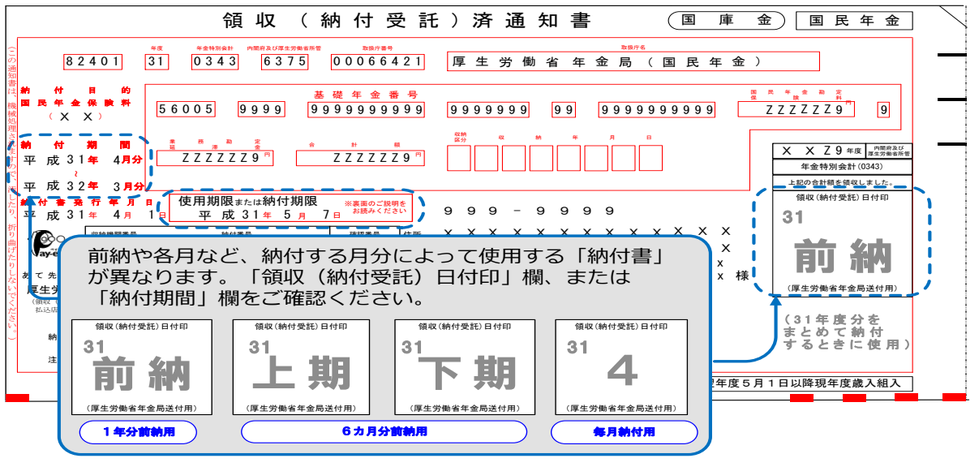

●納付書での前納が最大で 2 年分（翌々年 3 月分まで）できるようになりました。
納付書は同封されておりませんので、ご利用の際は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

●毎月納付する場合に比べ 14,000 円程度の割引（4 月から翌々年 3 月分までの 2 年分を前納した場合）になります。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構
Japan Pension Service

便利でお得な納付方法をご利用ください

■ 口座振替（口座からの引き落とし）

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。
さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

●現在、口座振替を申出中の方にもこの納付書をお送りしていますので、ご了承ください。
●口座振替申出の結果は手続き完了後に通知します。通知が届くまでの間は、納付書を大切に保管してください。

＜平成 31 年度　国民年金保険料 納付額早見表（現金納付と口座振替の比較）＞

	1 カ月分		6 カ月分		1 年分	
	保険料額	**割引額**	保険料額	**割引額**	保険料額	**割引額**
毎月納付	16,410 円	–	98,460 円	–	196,920 円	–
現金納付（前納）	–	–	97,660 円	**800 円**	193,420 円	**3,500 円**
口座振替（前納）	16,360 円	**50 円（早割）**	97,340 円	**1,120 円**	192,790 円	**4,130 円**

２年前納はさらにお得です！

● ２年前納をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ２年間 15,500 円程度の割引になります。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

【申込方法】

同封の「口座振替納付申出書」と「口座振替依頼書」に必要な事項を記入・押印し、お近くの年金事務所、金融機関または郵便局へご提出ください。

●口座振替による前納の申込期限は、以下のとおりです。
・「2 年前納」「1 年前納」「6 カ月前納の上期」 ……2 月末日（平成 31 年度振替分の受付は終了しています）
・「6 カ月前納の下期」 ……8 月末日

●口座振替のスケジュールや引き落とし金額は、手続き完了後にお送りする「国民年金保険料口座振替開始（変更）通知書」および「国民年金保険料口座振替額通知書」でお知らせします。

【注意事項】

●申し込みから口座振替が開始されるまで、1～2 カ月程度かかります。口座振替が開始されるまでの期間は、同封の納付書で納めてください。
●過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。
●引き落とし日は、２年前納と１年前納が４月末日、６カ月前納が４月末日と 10 月末日です。
●引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

■ クレジットカード納付

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。

２年前納ができるようになりました！ ※平成 31 年度分の受付は終了しています。

● ２年前納をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ２年間で 14,000 円程度の割引になります。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

【納付方法】（立替納付日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に立替納付されます）

●毎月納付 …… 当月分の保険料（16,410 円）が当月末に立替納付されます。割引はありません。
●6 カ月前納…… 上期（4 月～9 月分）の保険料が 4 月末日、下期（10 月～翌年 3 月分）の保険料が 10 月末日に立替納付されます。保険料額 97,660 円（割引額：800 円）です。
● 1 年前納 …… 4 月～翌年 3 月分の保険料が 4 月末日に立替納付されます。保険料額は 193,420 円（割引額：3,500 円）です。

【注意事項】

●過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。
●前納の申込期限は、２年前納、１年前納および６カ月前納の上期が２月末日、６カ月前納の下期が８月末日です。

■ 電子納付（Pay-easy）

Pay-easy（ペイジー）なら、自宅や外出先から、夜間や休日でも、納付ができます。
同封の納付書に記載されている**「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」**を Pay-easy 対応のＡＴＭかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

●Pay-easy によりＡＴＭから納付できる金融機関は、以下の通りです（コンビニエンスストア内に設置されている、複数の金融機関に対応したＡＴＭでは、利用できません）。

みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、青森銀行、荘内銀行、七十七銀行、群馬銀行、足利銀行、千葉銀行、横浜銀行、関西みらい銀行（※）、南都銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行、全国の農業協同組合（一部の農協ではお取扱いできない場合があります。）
（平成 31 年４月現在）

（※）旧近畿大阪銀行のＡＴＭのみ利用できます。

●インターネットバンキングは、全国約 1,500 カ所の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農漁協）で対応しています。

詳細は、Pay-easy のホームページ（ ペイジー 検索 https://www.pay-easy.jp ）をご覧ください。

保険料の「免除制度」があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

●現在、免除等を申請中の方にもこの納付書をお送りしていますので、ご了承ください。
●申請の結果は後日通知しますが、結果通知が届くまでの間は、納付書を大切に保管してください。
●学生の方は、下記①②の申請ができません。③の学生納付特例申請をご利用ください。

①免除（全額免除・一部免除）申請
本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

②納付猶予申請
50 歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

③学生納付特例申請
学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

■ 過去２年までさかのぼって免除申請ができます

平成 26 年４月より、一定の将来期間のほか、過去２年（申請月の２年１カ月前の月分）まで免除を申請できるようになりました。

＊申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、速やかに申請をしてください。

■ 「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

年金への影響 ＼ 納付状況等	納　付	全額免除	一部免除	納付猶予（学生納付特例）	**未　納**
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる（注２）	含まれる	**含まれない**
老齢基礎年金額の計算に…	含まれる	含まれる（注 1）	含まれる（注 1,2）	**含まれない**	**含まれない**

（注 1）保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合が以下のとおりとなります。（平成 21 年４月以降の免除期間）
●全額免除の場合…2 分の 1　●4 分の 3 免除の場合…8 分の 5
●半額免除の場合…4 分の 3　●4 分の 1 免除の場合…8 分の 7

（注２）一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

申請窓口は、お住まいの市（区）役所または町村役場、もしくは年金事務所です。
詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。